

業庫第 30 号 (例)
2025 年 8 月 1 日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日 本 銀 行 業 務 局

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」の一部改正に関する件

領収印の押なつ事務の合理化^(注1) または規程整備の観点から、標記規程 (昭和 55 年 2 月 1 日付国丙第 2 号別冊) の一部を別紙のとおり改正し、2025 年 9 月 1 日から実施することとしましたので、通知します。

なお、本改正の実施後も、ご準備が整うまでの間は、現行または従前の取扱い^(注2) を継続していただいて差し支えありません。

(注 1) 「領収印を押し直す場合の取扱いの更なる見直し等について」
(2025 年 6 月 11 日付業庫第 26 号。業務オンラインに掲載中。) で
お知らせした領収印の押し直し方法の見直しの件です。

(注 2) 現行の標記規程に基づく領収印の押し直しに係る取扱い、または
2024 年 9 月 26 日付業庫第 49 号 (本行ホームページ「業務上の事
務連絡」に掲載中) による改正前の標記規程に基づく領収印の押し直しに
係る取扱い。

以 上

【本件に関する照会先】

日本銀行業務局総務課国庫業務企画グループ
由比 (03-3277-1033)
荒川 (03-3277-2581)

「日本銀行代理店国庫金事務取扱手続」中一部改正

- 国庫金編 窓口2 1. (1) ハ. の注意事項（右ページ）③3. を次のとおり改める（全面改正）。

3. 領収印を押し直すときは、原則として、次のいずれかの方法により取扱う。

- ・ 表面の適宜の余白に領収印を押す。
- ・ 表面の適宜の余白に、必要記入事項（日付、店名および領収の旨）を適宜の方法で表示する。

- 参考書式第9号（5）を次のとおり改める（全面改正）。

書式第9号（5） 削除